

令和7年3月7日
広島労働局

広島中央労働基準監督署における文書の紛失について

広島労働局(局長 おぬま こうじ 小沼 宏治)は、広島中央労働基準監督署(署長 わさき かつのり 和崎 克則)において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

令和7年1月28日、広島中央労働基準監督署(以下「広島中央署」という。)において、担当者が休業給付支給請求書(以下「請求書」という。)の支給決定後に係る事務処理を行っていたところ、請求書の原本が編綴されているファイルに請求書の写しが編綴されていることが判明したため、請求書の原本を搜索したところ紛失していることが発覚した。

請求書には、労災保険請求を行った請求人(以下「本件請求人」という。)の氏名、住所、生年月日、負傷年月日、傷病名、通勤災害に関する事項、口座情報、事業主氏名、診療担当者の氏名等が記載されていた。

2 事実経過

(1) 令和7年1月22日(水)

職員Aは、支給決定通知書の発送に当たり、宛先確認作業のため、請求書の原本を複写機でコピーし、請求書の写しを作成した。

この際、職員Aは、請求書の写しを作成した後、本来は請求書の原本を所定ファイルに戻すべきところ、誤って請求書の写しを戻した。

(2) 令和7年1月23日(木)

職員A及びBは、監督署から発送する支給決定通知書の宛先について、各請求書の写し(本件請求人にとっては請求書の原本)に記載されている住所と照合し確認を行った。

宛先確認が完了した請求書の写し(本件請求人にとっては請求書の原本)は、職員Aがシュレッダー用保管箱へ入れた。

(3) 令和7年1月24日(金)

職員Aは、シュレッダー用保管箱に本件請求人の請求書原本が混入していることに気付かず、また、複数名でのダブルチェックをすることなく廃棄文書と一緒に請求書の原本をシュレッダーにより裁断処理した。

3 発生原因

(1) 支給決定通知書発送に係る宛先確認のため、職員が請求書の原本をコピーした

後、請求書の原本と写しを取り間違えたこと。

(2)シュレッダーによる裁断処理のダブルチェックを怠るなど、誤廃棄防止のルールが徹底されていなかったこと。

4 再発防止策

(1)発生部署における対応

ア 支給決定通知書の宛先確認のために請求書の写しを作成することについて廃止し、支給決定通知書の宛先確認は請求書の原本を用いて実施することとした。

イ 誤廃棄を防止するための文書廃棄時の複数人によるチェックについて、確実に行うことを徹底させるよう、改めて副署長から署の全職員に指示した。

(2)労働局における対応

令和7年1月30日、総務部総務企画官からメールで局内の全所属長に今回の事案について概要を周知するとともに、各所属において要配慮個人情報の適正な取扱いについて確認等に努めるよう注意喚起を行い、所属の職員への周知を指示した。

同日、局議において総務部長から改めて各課室長等へ当該事案の発生を周知し、基本動作の徹底等個人情報の取扱いについて注意喚起を行った。

担当：広島労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長 小林 伸五
労災管理調整官 勝部 浩
電話 082-221-9245